

毎週火・金曜日発行(但休日 当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◆ 公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部改正

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和三十五年三月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第二号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を
改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則(昭和三十二年十月鳥
取県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正す

る。
第六条の二(刑事調査官)を第八条とし、以下順次三条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の二条を加える。

(警ら官)

第七条 警ら交通課に警ら官を置く。

2 警ら官は、警視の階級にある警察官をもつてて、
警ら及び警備実施に関する事務を処理する。

3 警ら官は、警備課兼務とする。

改正後の第十五条(任命手続)中「第五条乃至第十二条」を「第五条から第十二条までに規定する者」に、「監察官」を「監察官、警ら官」に改める。

別表秘書課の項の下欄を

予 算 係

出 納 係

庶 務 係

秘 書 係

広 報 係

に、会計課

の項の下欄を

調 度 管 財 係

に、警務課の項の下欄を

庶務係
人事給与係
厚生係
装備係

に、教養課の項の下欄を

一般教養係
学校教養係

に、警ら交通課の項の下欄を

交外勤係
警備実施係
運転免許係

に、検査課の項の下欄を

総務係
指導係
強行犯第一係
強行犯第二係
智能犯第一係
智能犯第二係

に、防犯

に、警察学校の項の下欄を

総務係
第一係
第二係
第三係
第四係
第五係
第六係
第七係
第八係

課の項の下欄を

防犯係
少年係
保安係
犯罪統計係

に、警備課の項の下欄を

に、鑑識課の項の下

教務係
生徒係

に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

欄を

科写手指現
科学検査研究室
真口紋場
係係係係

に、警備課の項の下欄を

に、防犯

に改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 刷 所 鳥取県鳥取市東町一丁目
鳥取市栗谷町
鳥取県印刷所